

年金生活者支援給付金の支給に関する法律

(資料の提供等)

第三十七条 厚生労働大臣は、年金生活者支援給付金の支給に関する処分に関し必要があると認めるときは、年金生活者支援給付金受給資格者若しくは年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の資産若しくは収入の状況又は年金生活者支援給付金受給資格者に対する年金たる給付であつて政令で定めるものの支給状況につき、官公署、国民年金法第三条第二項に規定する共済組合等に対し必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは年金生活者支援給付金受給資格者の雇用主その他の関係者に報告を求めることができる。

(市町村長が行う事務)

第三十八条 年金生活者支援給付金の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととことができる。

第三十九条 市町村は、年金生活者支援給付金に関する処分に関し厚生労働大臣から求めがあったときは、その処分に必要な範囲内において、当該年金生活者支援給付金受給資格者又は年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者の収入の状況について必要な情報の提供を行うものとする。

年金生活者支援給付金の支給に関する法律施行令

(厚生労働大臣の市町村に対する通知)

第十八条 厚生労働大臣は、毎年四月一日（以下この項及び次条第一項において「基準日」という。）における法第三十六条第一項に規定する年金生活者支援給付金受給資格者（以下この項及び次条第一項において単に「年金生活者支援給付金受給資格者」という。）に関し、法第三十七条の規定による求めを行うときは、厚生労働省令で定める期日までに、当該年金生活者支援給付金受給資格者が基準日において住所を有する市町村に対し、当該年金生活者支援給付金受給資格者の氏名及び住所、当該求めに係る処分の対象となる年金生活者支援給付金の種類その他厚生労働省令で定める事項を通知してするものとする。

2 前項の規定による通知は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第四十五条第六項に規定する厚生労働大臣が指定する法人（以下この項及び次条第二項において「指定法人」という。）及び同法第四十五条第五項に規定する国民健康保険団体連合会（次条第二項において「連合会」という。）の順に経由して行われるよう指定法人に伝達することにより、これらを経由して行うものとする。

(市町村の厚生労働大臣に対する情報の提供)

第十九条 市町村は、前条第一項の規定による通知を受けたときは、厚生労働大臣に対し、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項について情報の提供を行うものとする。

一 老齢年金生活者支援給付金又は補足的老齢年金生活者支援給付金の支給に関し求めがあった場合 次に掲げる事項

イ 年金生活者支援給付金受給資格者の基準日の属する年の前年中の法第二条第一項に規定する公的年金等の収入金額と同年の所得との合計額

ロ 年金生活者支援給付金受給資格者及び基準日において年金生活者支援給付金受給資格者の属する世帯の世帯主その他その世帯に属する者につき、基準日の属する年度分の市町村民税が課されていない者であるか否かの別

二 障害年金生活者支援給付金又は遺族年金生活者支援給付金の支給に関し求めがあった場合 次に掲げる事項

イ 年金生活者支援給付金受給資格者の基準日の属する年の前年の法第十五条第一項又は第二十条第一項に規定する所得の額

ロ 年金生活者支援給付金受給資格者の扶養親族等の有無及び数（当該扶養親族等が所得税法に規定する同一計配偶者若しくは老人扶養親族又は特定扶養親族等であるときは、それぞれそれらの者の数）

2 前条第一項の通知を受けた場合における前項の規定による情報の提供は、連合会及び指定法人の順に経由して行われるよう連合会に伝達することにより、これらを経由して、厚生労働省令で定める期日までに行うものとする。